

議案第2号

西脇市地域福祉計画推進会議条例の制定について

西脇市地域福祉計画推進会議条例を次のように定める。

平成30年2月27日

西脇市長 片山 象三

(理由)

西脇市地域福祉計画推進会議を設置し、同機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため。

西脇市地域福祉計画推進会議条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び円滑な推進を図るため、西脇市地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の調査、分析及び評価に関すること。
- (3) その他地域福祉に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 福祉に関する事業に従事する者
- (4) 公募による市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長にともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、福祉担当部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年西脇市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

民生委員推薦会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
-----------	----	-------	---------------

を

」

「

民生委員推薦会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
地域福祉計画推進会議委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額

に

」

改める。